

【標準的手法】

【第6章（標準的手法）－第1節（総則）及び第2節（リスク・ウェイト）関係】

<リース取引における使用権資産>

【関連条項】 第77条

第77条-Q3 リース取引における使用権（ROU, Right-of-Use Asset）資産の取扱いについて教えてください。（令和7年5月16日追加）

(A)

リース取引における借主の使用権資産については、リースの対象となる資産が有形固定資産である場合には規制資本の控除対象とはなりません。当該使用権資産については信用リスク・アセットに含める必要があります。その際、リスク・ウェイトは従来の有形固定資産の取扱いに準じ、100%となります。

【内部格付手法】

【第7章（内部格付手法）－第3節（信用リスク・アセットの額の算出）関係】

<リース取引における使用権資産>

【関連条項】 第178条

第178条-Q1 リース取引における使用権（ROU, Right-of-Use Asset）資産の取扱いについて教えてください。（令和7年5月16日追加）

(A)

リース取引における借主の使用権資産については、リースの対象となる資産が有形固定資産である場合には規制資本の控除対象とはなりません。当該使用権資産については信用リスク・アセットに含める必要があります。その際、リスク・ウェイトは従来の有形固定資産の取扱いに準じ、100%となります。